

# 池田町森林整備計画

(令和4年4月1日 変更)

計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和13年3月31日

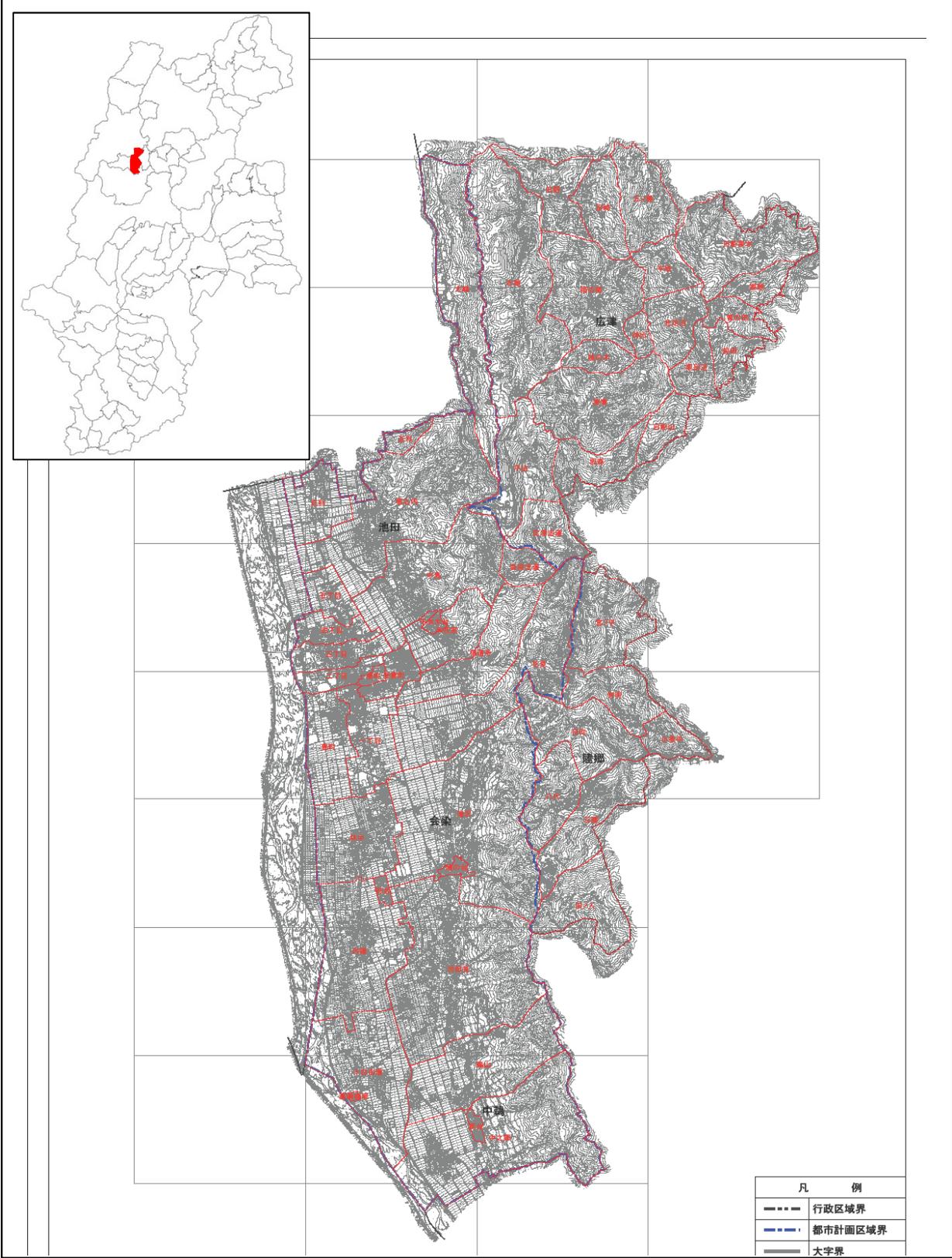
長野県  
池田町

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、池田町森林整備計画を変更する。  
なお、池田町森林整備計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

#### 変更理由

- ① 森林の転用・編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域の変更
- ③ 特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定

# 市町村位置図



# 目 次

<b>I 基本的事項</b>	
1 森林整備の現状と課題	7
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	11
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	12
<b>II 森林の整備</b>	
<b>第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）</b>	12
1 樹種別の立木の標準伐期齢	12
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
3 その他	14
<b>第2 造林</b>	15
1 人工造林	15
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	16
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	20
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	20
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
<b>第3 間伐及び保育</b>	21
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	21
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	22
3 その他	23
<b>第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林</b>	24
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	24
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	25
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	

<b>第5</b>	<b>委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進</b>	29
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	29
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	29
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	29
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	29
<b>第6</b>	<b>森林施業の共同化の促進</b>	30
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	30
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	30
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	30
<b>第7</b>	<b>作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備</b>	31
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	31
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	31
3	作業路網の整備	31
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
<b>第8</b>	<b>その他</b>	33
1	林業に従事する者の養成及び確保	33
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	33
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	33
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護</b>	
<b>第1</b>	<b>鳥獣害の防止</b>	33
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	34
<b>第2</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b>	34
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	34
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	35
3	林野火災の予防の方法	35
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	35
5	その他	36
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進</b>	
1	保健機能森林の区域	36
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	36
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	37
<b>Ⅴ</b>	<b>その他森林の整備に必要な事項</b>	
1	森林経営計画の作成	38
2	生活環境の整備	38
3	森林整備を通じた地域振興	38
4	森林の総合利用の推進	39
5	住民参加による森林の整備	39
6	森林経営管理制度に基づく事業	39
7	その他	39

【計画策定の経過】 ..... 40

VI 参考資料 ..... 41

- 1 人口及び就業構造
- 2 土地利用
- 3 森林転用面積
- 4 池田町内在者・不在者別私有林面積
- 5 保有山林面積規模別林家数
- 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

◇位置（池田町役場）

東経137° 52' 28.5" 北緯36° 225' 16.4" 海拔608m

◇面積

40.16km<sup>2</sup>（東西6.2km、南北12.8km）

◇土地の地目別面積<令和2年版ながの県勢要覧>

田	畑	宅地	山林	原野	その他
7,336k m <sup>2</sup>	1,771k m <sup>2</sup>	2,937k m <sup>2</sup>	11,059k m <sup>2</sup>	5,853k m <sup>2</sup>	11,181k m <sup>2</sup>

◇気象（2020年中、大町地域気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
10.5℃	16.3℃	5.9℃	1421.5 mm	2.1m/s

◇地形・地質

池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰鹿島槍ヶ岳にその源を発する高瀬川左岸に広がる肥沃な平坦地と東山の山間地からなり、東は中山山脈の東部において東筑摩郡生坂村に接し、西は高瀬川により松川村と境する。南はこれに続く安曇野市と接し、北部には大町市に続き、東西 6.2 km・南北 12.8 kmの細長い地形で総面積は 40.16 km<sup>2</sup>となっている。

平坦地には市街地及び基盤整備された優良農地が広がり、東部山麓地帯は遊休桑園が広がっていたが、近年土地改良事業の導入による抜根や基盤整備事業により園芸を中心としたエリアに生まれ変わりつつある。しかし、山間部の畑は離農者が続出し荒廃化が進んでおり、今後の活用方法を検討中である。

### (2) 森林・林業の現状

#### ① 地域の森林資源

当町の森林面積は 2,145.00ha と総面積の 53%を占めており、その全てが民有林であり、アカマツを主体とした人工林の面積は 760.09ha で、人口林率 35%と県平均を大きく下回っている。人工林の齢級配置を見ると、9 齢級（41 年生）以上が 92%を占め、主伐可能な林分が増加してきている。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m<sup>3</sup>

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	737.22	22.87	760.09	225.53	1,144.83	14.55	1,384.91	962.75	1,167.70	14.55	2,145.00
	蓄積	187,625	1,188	188,813	50,803	114,251	0	165,054	238,428	115,439	0	353,867

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

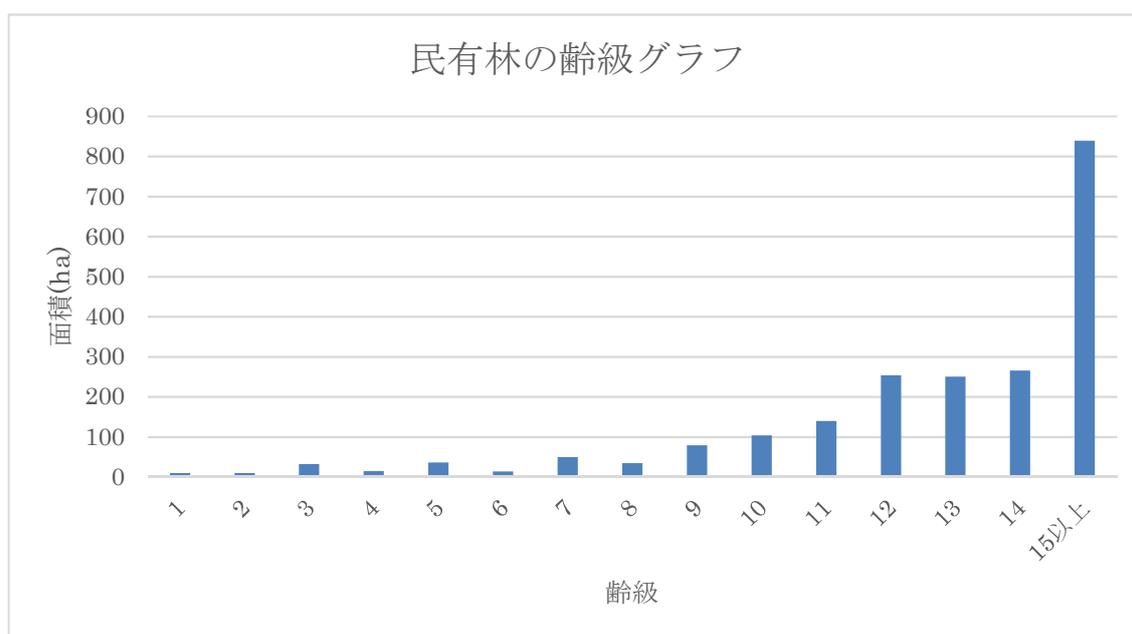
民有林の人工林割合 面積 35.4% 蓄積 53.4%

**【民有林の樹種別構成表】**

樹種	面積 (ha)		蓄積 (m3)			
		比率	計画区内比率	比率	計画区内比率	
アカマツ	461.97	21.5%	0.3%	96,679	27.3%	0.4%
カラマツ	178.81	8.3%	0.1%	46,353	13.1%	0.2%
スギ	206.00	9.6%	0.2%	83,250	23.5%	0.4%
ヒノキ	114.81	5.4%	0.1%	11,898	3.4%	0.1%
その他針	1.16	0.1%	0.0%	248	0.1%	0.0%
その他広	1,104.53	51.5%	0.8%	109,033	30.8%	0.5%
ナラ	63.17	2.9%	0.0%	6,406	1.8%	0.0%
崩落等	14.55	0.7%	0.0%	0	0%	0.0%
計	2145.00	100%	-	353,867	100%	-

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳計画区内の樹種ごとに占める割合です。

**【民有林の齢級別構成グラフ】**



② 森林の所有形態

民有林 2,145.00ha のうち、公有林が 63.27ha、私有林が 2,081.73ha となっており、私有林の比率が非常に高くなっています。またその多くが 1ha 未満の小規模な個人所有となっています。

### 【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	0.08ha	0.1%	17m3	0.2%
	市町村	63.19ha	99.9%	10,269m3	98.8%
	財産区	0ha	0%	0m3	0%
	計	63.27ha	100%	10,286m3	100%
私有林	集落有林	223.33ha	10.7%	40,823m3	11.9%
	団体有林	10.70ha	0.5%	838m3	0.2%
	個人有林	1,492.32ha	71.7%	252,844m3	73.6%
	その他	355.38ha	17.1%	49,076m3	14.3%
	計	2,081.73ha	100%	343,581m3	100%
合計		2,145.00ha	100%	353,867m3	100%

### ③ 林業労働力の現状

森林組合等林業事業者による林業事業者が中心となり林業施業が行われるが、池田町内の林業従事者は少ない。このため、森林組合等林業事業者における雇用の安定化、労働条件の確保及び事業量の安定確保、生産性の向上、従事者の養成など総合的に整備する必要がある。

### 【事業者別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)		備考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	14	7	北アルプス森林組合
生産森林組合	1	5	0	
素材生産業	9	56	52	
製材業	6	19	16	
合計	17	94	75	

### 【林業機械等設置状況】

単位：台数

機械名	森林組合	会社	計
集材機		19	19
モノケーブル		1	1
リモコンウインチ		2	2
自走式搬器		1	1
運材車		10	10
ホイールトラクタ		1	1
クローラトラクタ		1	1
クレーン付きトラック	1	10	11
グラップル付きクレーン	1	9	10
プロセッサ		2	2
グラップルソー		2	2
ハーベスタ	1	1	2
フォワーダ	1	4	5

スイングヤーダ	1		1
グラップルバケット		2	2
グラップル	2	14	16
樹木粉碎機	1	2	3
合 計	8	81	89

④ 林内路網の整備状況

当町には、6路線の林道、2路線の林業専用道、及び25路線の林道作業道が開設されており、林内路網密度は6.1m/haです。

【路網整備状況(令和2年度末)】

区 分	路 線 数	延 長		密 度	
			うち舗装		
基幹路網	林 道	6 路線	7,907m	5,409m	3.7m/ha
	林業専用道	2 路線	860m	0m	0.4m/ha
	計	8 路線	8,767m	5,409m	4.1m/ha
森林作業道	25 路線	4,478m	0m	2.1m/ha	
合 計	33 路線	13,245m	5,409m	6.1m/ha	

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林は、目的に応じた森林の機能を確保するために指定されています。森林内での行為等は制限されますが、森林の機能の確保のための事業が行われています。池田町では、民有林の約28%、611.54haの森林が保安林指定されています。最も多い保安林種は土砂流出防備保安林です。東山地区には土砂流出防備保安林が多く、また、大峰高原周辺は干害防備・保健保安林に指定されています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
土砂流出防備保安林	543.48ha	25.3%
土砂崩壊防備保安林	9.72ha	0.5%
干害防備保安林	58.34ha	2.7%
保健保安林	(58.34ha)	(2.7%)
合 計	611.54ha	28.5%

※2つ以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、延べ数値になっています。

⑥ 地域の取り組み状況

池田・会染地区においては、池田町区松茸組合などによる里山林活性化整備を行っている。また、町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、生涯学習メニューの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進している。

また、広津地区では荒廃した里山などへ企業等の社会貢献活動を誘導し、森林整備と交流

を通じた新しい森林づくりにより地域の活性化を図る事業に取り組んでいる。平成 20 年度から住友理工株式会社(旧:東海ゴム工業株式会社)(愛知県)、平成 21 年度には株式会社 SouGo(旧:相互印刷工芸株式会社)(東京都)と森林の里親契約を結び、ボランティアによる森林整備や地元広津地区住民と農作業体験、郷土食体験などの交流を行っている。

### (3) 森林・林業の課題

北部の大字広津地区は、一部に大峰高原等の観光地が存在し、保健休養・教育的利用を重視する森林があるが、大部分は重要な水源地帯であり、水源涵養や、災害防止を重点にした森林施策が必要である。

中部の大字池田・会染・中鶴の森林は、市街地・集落農用地に隣接した典型的な里山であり、景観の保全・暴風雪・騒音の防止・大気の浄化など生活環境の保全と水源涵養や災害の防止を重点にした森林整備が必要である。

東部の大字陸郷地区の森林は、水源涵養と災害防止に努めるほか、一部のエリアでは景観の優れた林分があるので環境に配慮した森林施策が望まれる。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施策の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第 4 公益的機能別施策森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

#### 【地区ごとの目指すべき森林の姿と施策の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施策の方針	計画期間内の 主な施策の方法	設定理由
広津	水源涵養	未達成	誘導	間伐	重要な水源地が存在し、安定した水源の確保のため
陸郷	山地災害防止/土壌保全	未達成	誘導	間伐	主要幹線や集落沿いで山地災害の危険性が高いため
池田	山地災害防止/土壌保全	未達成	誘導	間伐	主要幹線や集落沿いで山地災害の危険性が高いため
会染	山地災害防止/土壌保全	未達成	誘導	間伐	主要幹線や集落沿いで山地災害の危険性が高いため
中鶴	山地災害防止/土壌保全	未達成	誘導	間伐	主要幹線や集落沿いで山地災害の危険性が高いため

### (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

本町における松くい虫の被害は甚大であり、高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から、松林をアカマツ以外の樹種に転換することにより、被害の拡大防止及び森林の早期健全化に努める。

また、鳥獣害被害についても増加しているため、貴重な動植物の保護に留意して森林整備等を進めるとともに、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等を通じ、野生鳥獣の生息環境にも配慮した森林づくりを進める。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

中部森林管理署、北アルプス地域振興局、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

## II 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	主伐のうち、択伐以外のもの。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であては40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ul>
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul>

択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
-----	--

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	池田町
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計)

採等の届出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	画は地域振興局 市町村認定 計画は池田町)
--------	------	------------------------------------	-----------------------------

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県北アルプス地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や池田町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

#### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

## (2) 方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や池田町の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

### イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

## (1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグヰネハリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アゲモ) (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考とします。)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

##### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

##### c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

##### ② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の表3-10ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。

更新を判定する時期	<p>伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。</p> <p>判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。</p>
-----------	--

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	合 計 面 積 (ha)	備 考
対象なし	0.00	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

### 第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ( ) 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

### イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応じ て実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産する 場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ち は行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変する ことから気象害に遭うおそれがあるた め、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹 木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応 じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが 望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘察しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止 機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源涵養機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

##### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

**【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】**

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植	栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。
間	伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1-ほ、43-へ～ぬ	75.45

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	1-ろ・に、2-い・へ、3-い・に・へ、4-い・は、5-い・は、6-い～に、7-ろ、8-い～は、9-い～は、10-は・へ、11-い～は、12-い～は、13-い～に、14-い～ほ、15-い・ろ・へ、16-い・は、18-に～へ、19-い～に、21-い・に・ほ、22-い～に、23-い～へ、24-に、25-い・ろ、26-い・に・ほ、28-は～へ、29-い・は・へ～ち、30-ろ～に、31-い・ろ・ほ、32-い・ろ、34-い～は、35-い・ろ、36-い・ろ、37-い、38-い～へ、39-は、41-ほ・へ42-い・は・ほ・ち	1,082.55
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	43 へ～ぬ	60.59
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

【別表3】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長	1-ほ、43-へ～ぬ	75.45
	複層林施業	1-ろ・に、2-い・へ、3-い・に・へ4-い・は、5-い・は、6-い～に、7-ろ、8-い～は、9-い～は、10-は・へ、11-い～は、12-い～は、13-い～に、14-い～ほ、15-い・ろ・へ、16-い・は、18-に～へ、19-い～に、21-い・に・ほ、22-い～に、23-い～へ、24-に、25-い・ろ、26-い・に・ほ、28-は～へ29-い・は・へ～ち、30-ろ～に、31-い・ろ・ほ、32-い・ろ、34-い～は、35-い・ろ、36-い・ろ、37-い、38-い～へ、39-は、41-ほ・へ、42-い・は・ほ・ち	1,082.55
	皆伐  ※人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。  <b>特に効率的な施業が可能な区域</b>	16-ろ～に、18-ろ・へ、31-は・に、34-い・ろ、35-い、36-い・ろ、37-い・ろ、38-ろ～ほ、39-い～は、41-い～に、42-へ・と	340.05

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和14年度までに民有林面積のおおむね4割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業者へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

## イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
新設	自動車道	林道		花見	700	38	○	05327	
新設	自動車道	林道		相道寺	2,000	31		05443	
新設	自動車道	林道		日影六地藏	1,100	12	○	K0016	
新設	自動車道	林道		平畑	1,300	15		K0017	
拡張	自動車道	林道		山日岐	320	57		05267	法面保全
拡張	自動車道	林道		鶴山	280	31		05268	法面保全
拡張	自動車道	林道		中島支	324	33		05270	法面保全
拡張	自動車道	林道		花見	100	38		05327	法面保全
拡張	自動車道	林道		花岡山	450	63	○	40075	法面保全

## ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

### (2) 細部路網

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

#### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

#### 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	町内一円	チェーンソー プロセッサ 林内作業者 ウインチ スイングヤーダ	チェーンソー ハーベスタ プロフェッサー フォワーダー 林内作業者 スイングヤーダ タワーヤーダ
造林	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
保育等	枝打	人力	リモコン枝打木

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林資源の成熟に伴い、今後、主伐材も含めた地域材の有効利用が期待されています。こうした状況の中で、当地域における流通・加工体制については、木材センターへの出荷が多数であり、製造工場も小規模の個人経営で規模の拡大も望めない状況であるため、近隣の市町村及び木材加工事業者等と連携し、加工体制の整備に必要な施設等について研究を行います。

## Ⅲ 森林の保護

### 第1 鳥獣害の防止

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

## (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

## 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

### 【別表 4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	池田町全域	2,145.00

## 第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 松くい虫の被害防止

松林をアカマツ以外の樹種に転換することにより、被害の拡大防止及び森林の早期健全化に努めます。また、薬剤散布等の各種予防事業を組み合わせながら対策を講じます。

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

#### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

#### (3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

#### (4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

#### (5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

下記の表のとおり第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種類	対象個体群	現状	対策
ニホンジカ	池田町山林全域	今後の被害拡大が予想される	①個体調整の実施に加え、狩猟期間の延長等による狩猟の促進 ②防護柵の設置等による被害防除

## 3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲1km以内にある原野、山岳、荒地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項）
許可条件	期間（7日以内） 面積（1件当たり5ha以内） 従事者（1haまで15人以上） ※ 1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに産業振興課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談）

	③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し
--	--

## 5 その他

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
池田町全域	松くい虫被害

## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
広津	43 林班 へ～り 小班	38.09	30.70	7.39				

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法		
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐	単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。		

伐採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
	立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。			

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
広津地区	管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する既存施設

#### (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

森林の保健機能の増進を図るため、上記に掲げた森林について先に示した事項に従って適切な施業と整備を一体として推進することとする。

#### (3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
ヒノキ	18m	
カラマツ	18m	
その他広葉樹	14m	

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
大峰高原	2、3、43	241.77
広津南	15～18	221.82
堀之内	41、42	156.30
中島	38、39	116.04
東山	34～37	170.48
滝沢	32、33	94.19
洪田見	30、31	113.98
陸郷	19～26	317.34
中之郷	27、28	88.87

### 2 生活環境の整備

林業が U ターンや I ターンのきっかけとなるよう、林業事業者と連携し、対策を講じます。

### 3 森林整備を通じた地域振興

地域材や地域の特産林産物、林業にかかわる伝統技術等、地域の森林資源を活用した地域活性化を推進します。

#### 4 森林の総合利用の推進

大峰高原周辺の森林については、森林ふれあいの場としてキャンプ場・マレットゴルフ場が多くの人々に利用されていることから、周辺の整備・不良木の除去とともに、遊歩道等の施設整備を進めることとします。

また、池田・会染地区は、住宅地として開発が進んでいるのにもかかわらず、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、町民の憩いの場にもなっています。このため、この地区の里山林を保全するとともに、自然散策の拠点となるよう下草刈り・不良木の除去・萌芽更新・特定広葉樹の植栽・遊歩道等の整備を行うこととします。

#### 5 住民参加による森林の整備

##### (1) 地域住民参加による取組

池田・会染地区においては、池田町区松茸組合などによる里山林活性化整備を実施します。また、町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、生涯学習メニューの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進します。

##### (2) 上下流連携による取組

現在、町内2ヵ所で行っている、県の「森林の里親促進事業」を活用し、企業等が森林整備を行う場所や機会の紹介や機会の紹介と支援を進めます。

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
未定			

#### 7 その他

##### (1) 市町村有林の経営に関する事項

本町は天然林を中心に63.19haの森林を所有しており、人工林については、林業事業者へ保育、間伐等を委託し、実施することとします。

##### (2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備を実施する際は、事前に「池田町の遺跡―遺跡詳細分布調査報告書―」（池田町教育委員会発行）を十分に確認してください。埋蔵文化財埋蔵地に該当する場合には、法律に基づく手続き及び文化財の保護を行ってください。なお埋蔵文化財に関する窓口は池田町教育委員会です。

## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
R2. 10. 12	会議	大北森林組合 割田専務、荻窪係長 (企)山仕事創造舎 原田理事 やまさと林業(株) 片山代表 北アルプス地域振興局 太田補佐、池上専門 員、小林事務員、高野担当係長
R3. 12. 17	会議	やまさと林業(株) 片山代表 北アルプス地域振興局 高野主任森林経営専 門技術員
R4. 1. 12	会議	北アルプス森林組合 荻窪係長 北アルプス地域振興局 高野主任森林経営専 門技術員

### 2 公告・縦覧期間

(当初) 令和3年 1月26日 ～ 令和3年2月24日  
(第1回変更) 令和4年 1月26日 ～ 令和4年2月24日

### 3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業振興課	課長	宮澤 達	
産業振興課 耕地林務係	課長補佐	山本 利彦	
産業振興課 耕地林務係	主事	甕 祐太	

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
北アルプス地域振興局	林務課普及林産係	係長	高野 毅	林業普及指導員

### 5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
産業振興課窓口	計画樹立後1ヶ月以内	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

	2010年	2015年	2020年
0～4歳	325	300	228
5～9歳	433	359	334
10～14歳	459	449	364
15～19歳	447	414	416
20～24歳	344	338	301
25～29歳	436	304	301
30～34歳	525	383	287
35～39歳	656	569	389
40～44歳	608	669	575
45～49歳	582	597	657
50～54歳	616	551	605
55～59歳	728	630	554
60～64歳	969	743	645
65～69歳	805	1,003	747
70～74歳	618	777	968
75～79歳	656	572	728
80～84歳	532	557	489
85歳以上	582	709	776
年齢不詳	8	2	18
総数	10,329	9,926	9,382

(出典:国勢調査)

#### (2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	2005	5,528	687	4	9	700	1,789	2,973	66
	2010	4,962	454	9	3	457	1,508	2,988	9
	2015	4,813	431	10	3	444	1,374	2,971	24
構成 比 (%)	2005	100	13%	1%未満	1%未満	13%	32%	54%	1%
	2010	100	9%	1%未満	1%未満	9%	30%	60%	1%未満
	2015	100	9%	1%未満	1%未満	9%	29%	62%	1%未満

(出典:国勢調査)

## 2 土地利用

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	沼地	その他
面積(km <sup>2</sup> )	40.16	7,336	1.77	2.937	11.059	5.853	0.023	11.181
構成比(%)	100	18.3	4.4	7.3	27.5	14.6	0.1	27.8

(出典: ながの県勢要覧令和2年度版)

## 3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2018年	0.3ha	ha	0.3ha	ha	ha	ha	ha
2019年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
2020年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(出典: 池田町への伐採届及び伐採後の造林の届出書より抜粋)

## 4 池田町内在者・不在者別私有林面積

	民有林合計	在町者面積	不在町者面積			
			計	県内	県外	不明
実数(ha)	2,145.00	1,689.62	455.38	278.13	37.63	139.62
構成比(%)	100	78.8	21.2(100)	13.0(61.1)	1.7(8.3)	6.5(30.6)

## 5 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～1ha	933	10ha～20ha	11	50ha～100ha	1	
1ha～5ha	367	20ha～30ha	3	100ha～500ha	1	
5ha～10ha	49	30ha～50ha	3	500ha以上	0	
					総数	1,368

## 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況(面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		